

令和元年度第2回米子市社会福祉審議会議事録

令和元年11月26日 午後7時開会

米子市役所4階 402会議室

1 開会

2 辞令交付

3 会議の成立宣言

委員10人中7人出席につき、米子市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会議成立

4 議題1「米子市成年後見制度利用促進基本計画」について

(尾崎会長)

鳥取大学の尾崎です。よろしくお願いいたします。今日は途中で退席することになって申し訳ありません。社会福祉に関しては、重要ないろいろな議題が相次ぎ出てきますので、皆さんの活発な意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議題に入らせていただく前に、この会議の公開・非公開及び公表について決める必要があります。この会議の内容からすると非公開情報に該当するようなものがないことから、会議は公開とさせていただき、全文議事録を作成し、米子市のホームページで公表させていただくことを承諾いただけますでしょうか。

(異議の声なし)

それではよろしくお願いいたします。

では早速、議題に入ります。議題1の「米子市成年後見制度利用促進基本計画」について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(大橋福祉保健部次長)

はい、それでは説明をいたします。今日提案申し上げるのは、ここに書いてありますように、「成年後見制度利用促進計画」というものを市町村が作成するという努力義務を課せられているものでございます。その法の趣旨に従

いまして、しばらく米子市でも検討してまいりましたけれども、先日の議会で市長が公式に、この計画を立てて成年後見制度を利用促進するのだということを表示されたことをもちまして、その計画作成に臨もうとしているところでございます。資料1と2の方に利用促進法そのものを載せておりますが、始めにお詫びをさせていただきます。このお付けしたものは、実はバージョンがひとつ古いものでして、現在は5章が丸々取られまして変更になっております。後ほど差し替え分を送付させていただきますけれども、重要な変更ではございませんので、今日はこの条文を使って説明させていただくのですが、この条文の中の23条を御覧いただければ分かるのですが、市町村は国の計画を参考にしながら利用促進計画を作りましょうということがありまして、その2項目でございます。その2項目の方が、実は作るときの意見聴取の仕方を法が規定をしております、このところを読んでみますと、条例で定めるところによる審議会で議論しなさいということでございます、幸いなことに米子市は、この条例で定める社会福祉審議会を持っておりますので、ここで策定に関する審議をお願いしたいというのが今日の提案の骨子でございます。それで今回は、後ほどまた詳しく提案しますが、一応私どもの事務局の方で様々な調査をさせていただいて、それで原案提示をして、そこから具体的な審議に入るという段取りにしていきたいと思っております、今日のところはそのキックオフということで、一通り成年後見制度の理解を深めていただくオリエンテーションという形で提案をさせていただきます。この利用促進法の5条のほうで、市町村が国と相まって利用の促進に関する施策をきちんとやりましょう、自主的・主体的にやりましょうということがございます。それで、その国の計画はどんなものということが資料1-3の方にいろいろ書いてあります。それで、この利用促進基本計画の基となった動機につきましては、さらに、資料1-4のほうで後見制度の現状ということで、厚生労働省がお作りになった資料をそのまま添付しておりますが、どうやら国の考え方としては、基本的なところで申し上げると認知症等々によっておよそ700万人が行為能力、意思能力の欠如が生まれる状況にありながらも、未だに20万人程度しか成年後見制度を利用していないのだと、これは由々しき問題だと、権利擁護の面から見てもいかなものかということで利用を促進することをやりましょうということです。それで、本来成年後見制度は民事、民法の中に載っているものですから法務省所

管になりますけれども、利用の促進ということは社会福祉の面から見て考えるべきだということで、厚生労働省が所管することになりました。その流れをもちまして米子市では福祉保健部が実行するのですけれども、これまでどちらかというとお年寄りの問題として捉えてきていたものですから、長寿社会課が主担当者でございました。それで、障がい者の面が横でやっているという感じでしたけれども、今回統合的にやる必要があるということで、米子市のほうの所管を福祉政策課が所管し総合的にやっという考えました。そういうことで今日は私のほうからの提案になっております。今日のところは少し理解を深めるということで、後ほど成年後見制度そのものについては水田弁護士のほうからもプレゼンをいただいて理解を深めるということにしておりますけれども、最初に基本計画のところをざっと説明をすると、どうやら使ってみて利用者がメリットを感じていないことがしばしばあるのではないかと、それは後見制度そのものに内在するのではなくて、その使い方に問題がありそうだと思います。それでその使い方を市民レベルで十分に使いこなせるようにするには、どういう行政施策があり得るかという視点で掲げているようでございます。私どももこれに沿って、私どもの米子市の特殊事情も加味しながら計画を策定していく、こういう段取りで考えております。今日のところはこれは読んでいただくということで御理解いただきたいと思っております。資料1-4は現状について触れてありますので、これも見ておいていただきたいと思っております。資料1-5でありますけれども、これは基本計画について私どもで少し整理いたしまして、どのような体系になっているのだろうということで早見表のようなものを用意させていただきました。第1階層が一番大きい枠組みでありまして、第5階層に従って具体化して小項目になっていくのですけれども、この構造を見ますと二番目のところ、成年後見制度の利用促進に当たって基本的な考え方、目標ということで今後の施策の目標として五つ挙げています。それでそれをさらに深掘りした形で計画に、その下の段の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策ということで整理されているようであります。したがって、私たちの作る計画もこれに沿って行動計画を立てていく、こういう段取りになろうかなというふうに今は思っています。それで、資料1-6でありますけれども、これは内部討議資料として用意したのですが、国の基本計画を見ておりますと市町村を名宛人にしたものの、地方自治体を名宛人にしたもののほかに国を名宛人にしたもの

も混在しております。そこで私たちがやるべきことは何かということを出
出するために少しこれを用意いたしました。基本計画をお読みいただく際に、
これを参考にさせていただきながら読んでいただくとより鮮明にやるべき方向
が理解できるのではないかというふうに思っています。ついでですので、資
料1-7まで一斉に提案してしまいたいと思います。資料1-7は策定スケジ
ュールということで、今日提案する骨子となっております。このような形で審
議をしていったらどうかと言う提案でございまして、これについては後ほど
種々意見をいただきたいと思いますが、本日令和元年11月26日をもって
スタートいたしまして、二回目の委員会を令和2年6月に事務局原案を提示
させていただきたい。それをもとにして6月と8月の2回くらいで審議を終
えて、9月には議会に対しましてこういうものを策定しておりますというこ
とを報告しつつ、一般市民からのパブリックコメントをいただいて、その結
果を受けまして、事務局サイドで文言修正などを行った後、令和2年11月
に第4回の審議会を開いて計画を確定する。このような一年にわたるスケジ
ュールでやっていきたいと思っています。福祉計画は地域事情に合わせなさ
いということが大命題にあるのですけれども、介護保険事業計画や障がい者
計画、あるいは地域福祉計画とは異なって相当程度に技術的な、テクニカル
な内容を含んでおりますので、直接ユーザーの声を聴くというよりも関係者
からの、より詳しい方から意見を聞きながらやったほうがいいのではないか
ということで、このようなスケジュールとしております。二番目の段に書いて
ありますのは、そうは言っても米子市も地域実情というのを十分に知る必要
があるのではないかということで、こういう手続きをしたいと思っております。
大体来年の3月に向けて文献調査をしたり、あるいは国会の議事録を
読んだりしながら、同時にひとつの当事者であります裁判所とも協議を始め
たいと思っておりますし、米子の場合は長い間、権利擁護をしておられる一
般社団法人がございまして、「権利擁護ネットワークほうき」とおっしゃ
るのですけれども、ここが長い間具体的な実務をされているものですから、
そのノウハウをお借りしながら、あるいは経験をお借りして私どもは調査
をしてまいりたいと思います。それで大体令和2年3月には論点整理が成し
遂げられるものと考えてございまして、その段階でこのような論点がございま
すというものを委員の皆さんに送らせていただいて、あらかじめ御確認をい
ただきたいと思っております。その後、素案の執筆に入りまして、ほぼほぼ5月ご

ろに素案をお作りいたしまして、6月の委員会で御審議をいただくというスケジュールでございます。政策立案のほうは、項目立てなどは国とほぼ同じようになるのですけれども、とりあえず国の計画に沿って観念的といいますか、観念的に施策部分を少し作りながら、先ほど申し上げた権利擁護団体や裁判所からの意向や、あるいは地域実情などを織り込んで、最終的には素案の作成をしたい。このようなスケジュールでいきたいと思っております。皆さん方もお忙しい中で四回もお願いすることになりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。私からの提案は以上でございます。

(宇山担当課長補佐)

そういたしますと、続きまして水田委員のほうから成年後見制度についての概要の御説明をいただきたいと思ひます。

(水田委員)

はい、水田です。最初にこの審議会をするにあたって、成年後見制度に関して基本のお話をしてくださいというようなことを事前に言われました。簡単ではありますが、成年後見制度の概略について説明をしたいと思っております。このA4のレジユメを御覧いただきたいと思っております。このA4のレジユメを御覧いただきたいと思っております。法定後見制度の内容ですね、これは事前にもうお配りいただいております資料1-4に、法定後見制度の概要というところがあるのですが、こちらの方に成年後見と補佐、補助というふうに一応分類はされているのですけれども、その中でも今から説明させていただくのは後見制度であります。これに似たものとして任意後見制度というのがあります。それで任意後見制度と法定後見制度というのはどう違うかということ、言葉のとおりですね、法定後見制度は民法上に規定されている制度に基づいて設置されているものです。任意後見制度はこれ要するに任意という話でありますから、当事者同士が合意、つまり契約になります。この制度は、半分こちらのほうに書いてありますとおり、判断能力に問題がない時点で、判断能力が減退・喪失した時に備えてあらかじめ自己の生活、療養、看護、財産の管理に関する事務の全部、また一部を第三者に委ねる旨の任意後見契約を締結しておくもの、というふうになっております。方式は公正証書によるという話になっているのですが、それは法の規定に従っています。要するに任意と言いながら法律の規定によって公正証書によるというふうに規定されています。この効力は、将来実際に判断能力が減退・喪失した場合に、家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任申立てをして、裁判所から任意後見

監督人が選任されたときに契約が発効するものです。これに関しても例外はありません。この法定後見制度の共通点なのですが、裁判所の関与の下で処分を行うということはあるのですが、後見の当初から判断に非常に問題があるというような場合で、つまり現時点で判断能力が減退・喪失しているというふうな状態のもとで発効する制度ですけれども、任意後見はそういった事態になる前にあらかじめの契約に基づいて保険を掛けておくというふうな、そういう制度になっております。法定後見制度の手続きの一般的な流れですけれども、まず家庭裁判所に申し立てをすることになります。本人の同意はその時は要りません。つまり、本人というのは後に成年被後見というふうな、つまり監督される立場にある方のことをこれから本人と言いますけれども、事前にその同意は要らないという話になっております。ちなみに補佐人も要らないのですが、補助は必要になります。後見と補佐と補助の違いですけれども、簡単に申し上げますと、判断能力が結局どの程度問題があるのかというところでのグレードによって分けられるというふうに御理解いただいて結構です。ただ、身寄りがない65歳以上の高齢者の場合は、結局、家庭裁判所に申立てをしようとしても申し立てる人がいませんから、そこをどうするのという話になるのですが、市町村申立てというような制度があります。書式とか添付書類は家庭裁判所のホームページでは親切に紹介されているので、皆さんはそちらのほうをご覧になって申立てをされているようです。申立てをするとその次、移行するのが審判手続きという話になります。この手続きの中身はいろいろあるのですけれども、大雑把に言いますとアからエまであります。アは申立人、後見人候補者との面接があります。基本的には調査官という家庭裁判所における専門の職員がいるのですけれども、まず、調査官との面接があります。もうひとつ、医師による精神鑑定があります。申立てに当たっては医師の診断書が必要になるのですけれども、改めて精神鑑定が必要な場合、裁判所のほうで鑑定をさせるという話になっています。ただ、これも省略される場合があるというのは、例えば、完全に植物状態であるとか、もう逆立ちしても、判断能力がないと思われる場合は省略されるという話になっています。ウは親族照会というのですけれども、これは書面などによって申立内容や後見人候補者にこれを伝えるという話になるのですが、つまり、申立てをした場合、その成年被後見人の親族に、こういった申立てがされて、結局誰彼が後見人の候補者になりたいなという話はしているのだけど、それはどうですかみたいな、そういう賛成か反対かの意見を

聞いていくというのが親族照会という話です。これは家庭裁判所のほうにおいて、どうしてこの制度がとられているかと言いますと、結局後見制度というのは本人の財産処分権を全部取ってしまうという話なので、非常に本人の意向も無視してやってしまうので、結局かなりのドラスティックな制度なので、そのところもあって担保するという意味で親族に照会をするという話になっています。本人の陳述というのは、本人というのは成年被後見人ですけれども、一応条文上はその本人の意向も確認しながらという話になっています。ただ実際の、先ほど申し上げたような判断能力に非常に問題がある、著しく劣っているというふうな方が多いので、基本的には本人の陳述っていうのはあまり重視はされてはいないようです。審判手続きのあと審判という話になります。審判手続きはあくまでも手続きなので、審判するための手続きは審判手続きなのですが、その手続きの結果、成年後見を開始するかどうかというのを審判と言います。つまり、言葉で言うと少し違うのですが判決みたいなものだというふうにお考えいただいたら結構です。この後見開始を本人につけますと、つまり開始させますみたいな審判があって、さらに成年後見人を同時に選任するというふうな形になります。それで時々、成年後見人も複数いらっしゃる時があります。これ例えばどういうものかという、身上看護は誰々さん、財産管理の仕事は誰々さんというふうに、そんなふうに事務や権限を分掌するというのが一般的です。これはどういうときかという、こちらに書かせていただいているとおり、本人に高額の財産があったり親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合、弁護士、司法書士、社会福祉士などの、法律や福祉に関する第三者の専門家を成年後見人に選任する場合があるという話です。まずは、成年後見人の仕事を監督する役目を持つ成年後見監督人を、第三者の専門家が選出することもありますという話です。どうしてこういう食い違いが起きてくるかという、先ほどの審判手続きの中で親族照会で説明しました。その中で、自分は成年後見人をつけることは反対であるというふうな意見が出たとか、例えば、あまり穏やかな表現ではないかもしれませんが、遺産分割の前哨戦というようなことで後見制度が濫用されるということも時々あります。つまり、後見制度は、結局本人の財産処分権を全部成年後見人に移すわけですから、本人の財産が全部明らかになるわけですね。そうすると、だいたいお年を召している方とかに多いので、その方が亡くなった場合には、遺産分割という事件に発展していくのですけれども、そこで事前に本人の財産を全

部監視させてしまうという、非常にディスクロージャーな機能を併せ持っていることもあるので、遺産分割の前哨戦と言われることが業界の中ではあります。そういうようなこともあって、家庭裁判所の中では後見をつけるかつけないか、誰が後見になるのだというところで、非常にそこから争いが激化するということもあるので、基本的に分けることが一般的です。そうしないと後見人になった親族以外の方が、あの財産使い込むのではないかと、つまり父親の貯金を全部食いつぶすのではないかと、その懸念がいつまで経っても払拭されないという話になるので、裁判所からすればだいたい共同で選任させたうえで、権限を分けるという話になります。あるいは成年後見人の仕事の監督人として、成年後見監督人という第三者がつくということもあるのですが、例えば、身上看護と財産管理をある親族にさせた上で、その親族を監督するというふうなのが成年後見監督人という方です。共同で権限を分け合っても構わないのですが、その後見人の上に監督させる人を立てるというようなこともあります。私も成年後見監督人は何件かさせてはいただいているのですが、その中でやはり、これから議論が始まる成年後見制度利用促進の整備のところに関わる問題になってきます。すなわち、結局先ほどの事務局から説明があったように、非常に専門職の後見人が少ないです。実際に後見に適した方の人口と比べたら圧倒的に専門職後見人の数が少ないので、やはり、一般市民の方に後見人とかになってもらわないとちょっと追いつかない。ただその前に、後見監督人を例えばつけて監督してもらおうというふうなことを政府なんかもイメージされているようですけれども、そういったところで成年後見監督人というところが後々にクローズアップされていくという話になります。もし審判に対して不服がある場合、不服申立てが可能です。ただこちらの方に書いてあるとおり、審判書というのは成年後見人など、つまり親族に届きます。届いてから二週間以内に即時抗告が可能です。これは先ほど申し上げたように、成年後見を作る必要がないとか、審判を開始させるべきではないのだというふうなことを思っているご親族の方が、即時抗告をしたりします。つまり、お父さんは全然判断能力に問題がないのに、囲い込むために成年後見制度を濫用しているといった場合、こういうふうな申立てがされます。ただ実際は即時抗告が通っているかという、なかなかそこは通らない。ほぼもう抗告は棄却というふうな結論にはなっているようです。それで審判確定というのは審判書が届いてから2週間後に確定するという話です。審判確定された時どうなるかという

登記をします。これをなぜ登記をしないといけないのかというと、結局成年後見の仕事をするにあたって、成年被後見人とかの財産とかを、例えば預貯金とかを今後は成年後見人が監督するわけになるのですけども、具体的には例えば預貯金を解約して、つまりあちこちにある金融機関にある預貯金を全部解約をして、成年後見人の預かりの口座の方に一元化するというふうな手続きをとるのですが、その時に金融機関としては成年後見人であることの証拠と言いますか、明らかにする書類を示せと言うのですね。その時に必要となってくるのがこの登記になります。それでこの登記事項証明書を持って行って、そういうふうな手続きをするのですけれども、具体的には誰が登記するのかという話がこの次です。審判を出した家庭裁判所が、東京法務局に、審判の内容を登記してくださいというふうに囑託をします。それを踏まえて、法務局が登記をするという話になります。一方、家庭裁判所は成年後見人になった方に対して、成年後見人の職務について書面を送って、その職務の内容を説明するという話になります。(資料の) 6番目に初回財産目録作成というのは、これ一番最初に成年後見人がする仕事なのですけれども、これは遅滞なく本人の財産を調査して、ひと月後に後見人の予算表、つまり年間収支の予定ですね、つまり収入が年金の場合いくら入ってきて、結局支出でいくら出ていくのかというふうな後見予算表とか、現時点での財産目録、あるいは後見事務報告書を作って家庭裁判所の方に出すという話になります。ただこの時点での財産目録というのは、後見申立時点と少し変わったり、お金が返ってきたりする場合があるので、これはまた申立てとは別に目録を出させるという話になっています。で、申立て時に出した財産目録は、結局先ほど申し上げたように後見を開始するための資料として出すのですが、選任後の提出は法で定められた後見の義務になっているので、これをやらないと家庭裁判所からひどく叱られます。(資料の) 7番目、後見人への本人の財産管理、身上監護等の任務遂行は、結局その後やっていくという話になります。そして本人が亡くなると後見事務は終了するのですが、終わったからそれで終わりではなくて、任務終了に伴う事務を裁判所のほうに報告しなければなりません。これは、結局亡くなった時点での本人の財産の状況を裁判所の方にお知らせするという話になります。三番目、成年後見職務なのですが、これは全部で三つ大きく分けることができまして、就職時の事務、通常の事務、身上監護というのがあります。就職時の事務というのは先ほど申し上げたように、財産調査をしてひと月以内に裁判所の方に報告をするという

のが就職したときの事務になります。通常の手務というのは、これ先ほど申し上げたのですが、本人の財産、全般的な管理権を後見人が持つことになるので、結局本人の法定代理人になりますので、代理人として預貯金に関する取引、必要な費用の支払いなどの財産管理、医療や看護、介護に関する契約などの身上監護について、本人を代理し、事務や契約を行っていくことになります。例えば、施設の支払いとか、病院の医療費とか、そういったものに関する事務の契約を行っていくことになります。もし、本人が、結局後見人の了解なく、例えば、着物を買ってくるとか、そういうふうな契約を勝手にした場合、取消権に基づいて契約を本人に代わって取り消すということが出来ます。身上監護というのは、これは先ほどの通常事務には重なるところがあるのですけれども、医療や住居確保、施設の入退所、介護生活維持の事務、教育・リハビリなどをしていくことになります。例えば、よくあるのが、結局施設の入所に関する契約、入所契約ですね、そういったものをするようになります。ただし、これ注意が必要なのは、成年後見人は法定代理人に留まりますので、未成年後見人とは違って自ら介護などの事実行為をしないとイケないわけではありません。ここを非常に勘違いをされている方が一般の方でもいらっしゃるのですけれども、ずっとその本人を看なきゃいけないのか、つまり身上監護と介護というところはやっぱり意味が違うので、事実行為をしなければいけないというふうな職務にはなっていません。ただ事実上、そうしている方は多いのですけれども、やはり実務ではそこは明確に分けています。以上が成年後見制度の説明になります。以上です。

(尾崎会長)

ありがとうございます。今、事務局からの説明とか成年後見制度の説明をしていただきました。この内容に対して質問等ございますでしょうか。

(尾崎会長)

後見人は報酬はもらえるのですか。

(水田委員)

報酬ですけれども、一般的には親族後見の場合は報酬は発生しません。ただ専門職の後見に関しては、当然赤の他人に仕事をさせるという話になるので報酬は発生します。その報酬の額ですけれども、ここ、実は裁判所によっても違ったりですね、あるいは本人の財産状況によっても違ったりはするのですが、大体2万円から3万円というふうにはなっています。ただ、何もしないで裁判

所のほうが本人の財産からそこを出しなさいというふうなことになるかという
うとそういうわけではなくて、専門職後見人が裁判所に対して報酬付与の審判
を求めるわけですね。家庭裁判所のほうがその申立てに基づいて、報酬を決定
するということになります。

(尾崎会長)

他に何かございますでしょうか。どうぞ、はい。

(角南副会長)

先ほど水田弁護士からのお話で非常に分かりやすく納得がいきまして、専
門職後見人が少ないということで、後見人制度というところを増やしていくと
いうところのお話があったのですけれども、ご質問は事務局のほうになるかも
しれませんが、その満足度が低いというところは具体的にはどのような内容に
なっているのでしょうか。

(大橋福祉保健部次長)

これは専門職後見人がついた時のことが多いのですけれども、例えば、おば
あさまがいらっしゃって、成年後見人に弁護士がついている。家族が最後の思
い出と言って、おばあさんが好きだったところに、おばあさんの貯金を使って
旅行に行こうとすると、それこそおばあさんの財産を使うなど、こうなるよう
なことが起こるようでございます。確かに理論的には、そのおばあさんがそこ
に行きたいのかどうか分からないですけれども、家族の中でそういった不満が
溜まるということはどうやらあるようで、これはネット上なんかを見ますとそ
ういうレポートをされているジャーナリストは結構いらっしゃいますね。米子
でそういうことが起きているかどうかというのは少し分からないですけれど
も、権利擁護ネットワークセンターなどに聞いてみますと、やはり使い勝手が
悪いというような話はお聞きすることがあります。

(水田委員)

実は仕事をしていて一番多いのが、結局成年被後見人に、つまり後見を受け
ている側の方ですね、その方の財産の支出と、成年後見をしている方の財産の
支出がごっちゃになっていることがあります。つまり、成年被後見人に、つま
り本人に代わって何かするとか、どっかから車を出してどこかに行くとか、そ
ういった場合の交通費というのは、本人の財産から支出することは認めてもら
えます。ただ、例えば、行った先で食事をする食費、それに関しては本人の財
産から出すことはできないです。つまりよく言われるのが、成年後見人になっ

てなかったら本人のために遠出することもなかったし、出先に行って食事をすることもなかったのだから、当然本人の財産から出していいだろうと思われる人が多いですね。ただ食事というのは、結局後見していてもしてなくても食べるものですから、当然そこはやはり監督人としてはその支出を認めることはできないという話になります。だから、交通費云々に関しては、後見人にならなければどこか遠出することはなかったわけなので、もちろんそこは出しますけれども、認めますけどその支出は、ただ飲食代とかそういったものに関してはなかなかちょっと残念ですね、それはだめですよ、というふうに言わざるを得ない。そのところが非常に硬直しているとか柔軟性がないというふうなことで親族の方からは不評です。ただ本人の財産守るためには、それは致し方ないことなので、割り切って考えているのですけれども、なかなかちょっとそこは御理解いただけないかなというふうには思っています。はい。

(尾崎会長)

他に何かございますでしょうか。

聞けば聞くほどすごく大事なことだけれども、すごく難しいなという感じがですね。

(京委員)

後見事務が終了、先ほど説明いただいた本人死亡という言葉が出てきたのですけれども、例えば、高齢者以外の障がいのある方とかの場合も、一度後見人がついたらもうその方が亡くなるまで後見人が誰かしらつくということなのですか。

(水田委員)

基本的には辞任理由というのが実は条文で規定されています。これは事前に米子市から配られている資料1-1にあるのですが、資料1-1の5ページですね、こちらの方に844条という規定がございます。これはどういう条文かというと、正当な事由があるときは家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができるというふうになっています。これ以外の規定で、どういうものが結局辞任理由になるかと言いますと、辞任というのは、当然終了事由というのですけれども、結局本人の死亡、あるいは本人の破産、でそういった場合も終了事由にはなるのですが、先ほどのご質問のとおり、本人が死亡したら問答無用、終了するのですが、それこそ高齢者は非常に比較的イメージしやすいのですけれども、障がいを持っている方は、その方が御存命の限りは、結局正当な事由

があるとき、加えて家庭裁判所から許可をもらわないとその仕事はずっと続くという話になります。それで、例えば、正当な事由とは何だという話になるのですが、例えば、自分自身が結局後見をしなくても管理手が見つかったとか、例えば、施設が法人後見をすることができるので、もう自分が対応しなくてもいいなという場合とか、あればそういった場合ですね。あるいは例えば、その本人が遠方に行ってしまったとか、つまりもう後見業務ができませんよといった場合、そういったときは普通、正当な事由があるというふうに判断されます。ただ結局、障がいがある方の後見に関しては、本人が亡くなるまでは原則としては続くという話にはなりません。以上です。

(小西委員)

すみません。成年後見人の方を、誰を選任するのかというのはまずは申立ての時に候補の方も選任の方がどういった方が候補ですよということを伝えられて、最後審判でその人になるのか、あるいは財産だとか方針の違いだとかによって専門家の方がなるとかの違いは、それはどういうふうに決められるものなのでしょう。その本人とかの希望とか、すり合わせとかそういうのはどうですか。

(水田委員)

最初に申立ての時に後見人候補者に関するご意見というところがあります。そちらの方に書くわけですね、まず申立てをされる人が、例えば、申立人本人が候補者として、私が相応しいのだということで自分の名前を書いてもいいですし、あるいは別の方を書いていただいてもいいですし、あるいはもう家庭裁判所にお任せをしますというのもあります。つまり、しかるべき専門職の後見をつけられたい、というふうに意見を書く時もあります。それを裁判所のほうは見ているわけですが、こういうふうな後見人候補者の名前があがったり、あるいは裁判所に全部委ねるとか言っているのだけれど、これはどうですかねみたいなことを親族照会にかけるわけですよ。それでその親族が、いやあの人は母親の財産を狙っているからダメですよとか、あるいは自分の方が相応しいのではないとか、あるいは兄弟がすごく仲が悪いので、親の財産を結局取っているのではないとか、疑心暗鬼になりたくないで専門職の後見人をつけてくださいよとか、そういうふうな親族が意見を出すわけですね。裁判所はそういうのを見たり、あるいは先ほどの申立人や後見人候補者の面接をして、申立てをされた背景とかもやはり分かりますから、その中で全く別の人がいいね

とか、そういうのを家庭裁判所が判断するわけですね。例えば、財産の中でも、1億円あるとか5000万円あるとかという話になった場合、それが例えば、不動産のように固定したものであればいいですけど、預金みたいな流動資産の場合は、それが解約をされてどっかにいっちゃう、というふうな状況になりやすいので、家庭裁判所のほうでは、最初からもう財産管理に関しては専門職後見人をつけてしまおう、というふうないろいろな諸事情を見て判断されるようです。

(小西委員)

専門の後見人というのも、それは家庭裁判所のほうが適切な人を選ばれるのですか。

(水田委員)

専門職後見人の場合は、基本的に米子、鳥取の場合は名簿を家庭裁判所のほうに出しています。その名簿には何が書いてあるかということ、成年後見人候補者、つまり、弁護士の一覧であるわけですね。家庭裁判所がその名簿をもとに、一本釣りするわけですよ。一本釣りするのが、我々には、アイウエオ順にするのか、適当にやるのか、あるいはこの背景が複雑だから少し難しい案件の場合はベテランの弁護士をつけようとか、そこでどういうふうな判断考慮がされているのか分かりませんが、専門職後見人をそこから選べるわけです。

(小西委員)

後見をしていくにあたって、さっきみたいに満足度が低いみたいなことがあった場合に、変えてくれみたいなことはあるのですか。

(水田委員)

ありますが、基本的に家庭裁判所は、満足度が低いとかいうところはあくまでもやはり感覚と言いますか受け止め方の問題なので、基本的にそれで変えるということはないです。ただそうは言っても、仕事をさぼっているとか、結局もう財産を使い込まれているのに何にもしないと、あるいは後見の申立てをするまでに財産がある程度使い込まれていて、例えば、それが後見人として裁判所を通じて返還請求をするというふうな手続きをしなければいけないですけども、それもしないで結局報酬だけもらって何の仕事もしてないといった場合は、解任請求というのがあります。それは家庭裁判所に対してあいつをちょっと外してくれというふうな申立てをすることがあります。ただ先ほど申し上げたように、何か融通効かないわとか、柔軟性がないわとか、ちょっとあの人

好きでないわとか、満足できないわみたいなことで外されるということはないです。

(小西委員)

申立てをされるのは周りの人が申立てをするのですか。

(水田委員)

基本的には本人の御親族とか、利害関係人とかがされることが多いです。

(小西委員)

ありがとうございます。

(尾崎会長)

他に何か質問ありますでしょうか。そうしましたら先ほどの資料1-7で説明されたようなスケジュールで、今後の計画の策定を進めるということで承諾いただけますでしょうか。

では、異議がないようですので、これで進めていただきたいと思います。それでよろしく願いいたします。

(宇山担当課長補佐)

そうしますとここから角南副会長の方に進行を引き継いでいただきたいと思います。あとひとつ、事務局のほうからお願いがございます。議事録の作成の関係がございまして、できましたら、ご発言の際にはマイクをお使いいただけるとうれしいと思いますので、よろしく願いいたします。

(角南副会長)

では、引き続きまして議題2の方に入らせていただきます。議題2の米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画について、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

(中本地域福祉推進室長)

失礼します。福祉政策課の中本です。よろしく願いいたします。議題の地域福祉計画・地域福祉活動計画についてでございますが、平成30年度のこちらの審議会の方で、概要説明を、今年の2月でしたけれどもさせていただきます。お手元にあります資料2-1、資料2-2が本日の資料でございますが、資料2-1の1ページ目にあります、2月の時にもお話ししましたこのようなスケジュールで2年間かけて、この地域福祉計画と地域福祉活動計画というものを策定するという御説明をさせていただきました。本日はこの計画の素案ができましたので、そちらを皆様方に資料2-2としてお配りさせていた

だきまして、御意見をいただけたらというところが目的でございます。

この2-1の1ページ目に書いてありますように、こちらの計画に関しましては先ほどの成年後見の計画とは違いまして、専門で地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定委員会というものを今までに昨年度から7回、委員会を開催させてもらいまして、それで素案確定というところまで至りました。それで、そもそもの話は2月の時にさせてもらっておりますので割愛させていただきますけれども、この計画自体が、社会福祉法の改正に伴いまして、高齢者、障がい者、子ども・子育て、それから生活困窮者等の福祉分野の上位計画という位置づけ、あと地域共生社会の実現を具体化することも目的として策定しているものがございます。それで今日は、こちらの計画書分厚いものを全て説明ということには至りませんで、こちらの米子市の計画、2ヶ年度で作っている計画、米子市と米子市社会福祉協議会が共同で作らせていただいている計画の核となる部分についての中心的な部分のお話を、担当者のほうからさせてもらいまして、皆様方の御意見を、実際の計画策定というよりは来年度以降の実践の場でのアドバイスということのほうに重点をいただけるとありがたいかなと、先ほどもお話ししたように、専門の策定委員会がありますので、文書的なものだとかそういうものは揉んできたつもりでございますので、大きな確たる構想の部分を含めまして、実践側としてどのようなことがよりよく実践につながるかというような意見をいただければ、幸いですのでよろしく申し上げます。

(山崎担当課長補佐)

失礼いたします。福祉政策課の山崎と申します。私のほうから、計画の概要について御説明をさせていただきます。先ほども中本のほうからも話がありましたけども、計画本編資料2-2につきましては、中身もかなり分厚いものがございますので、今回はそこから要約したもの、もしくは抜粋したものを資料2-1としてまとめておりますので、そちらを中心に説明をさせていただきたいと思っております。資料2-1の1ページ目のところに、計画策定の経過ということで表を書いております。先ほども話がありましたように、今まで7回の計画策定委員会と、あとこれは市役所内部ですけども、庁内の検討会議というものを立ち上げまして、分野横断的に検討を重ねてまいりました。これを6回今まで行ってきまして、今の時点であらかた素案というものが完成したというところでございます。今後は、今日この審議会のほうでまた御助言等いただきました後に、パブリックコメントの手続きを踏みまして、今年度中に計画は完成と

いう運びになりました。続きまして、めくっていただきまして2ページ目のところに計画策定のために行った調査等ということで、この計画につきましては様々な方に御協力いただきまして、御意見等、頂戴をいたしました。大きく四つの調査を行っております。まず一点目、(1)のところに書いてございますが、地域福祉活動者へのアンケート調査というものを行っております。これは実際に地域福祉の、日々地域の中で活動を実践しておられる方を中心に、いろいろとその活動の現状ですとか、いろいろ活動している中で感じておられる課題ですとか、そういったものをアンケート調査によってお答えいただいたというものでございます。そのアンケート調査によって、ある程度米子市の、いろいろな地区があるのですが、地区ごとに傾向というものが見えてまいりましたので、そういったアンケート調査をもちまして、今度は地域懇談会、(2)のところに書いてございますが、地域懇談会というものを開催させていただきました。これは、米子市は全部で29の公民館があるのですが、その公民館を会場にいたしまして、その公民館のほうに、これもまた地域の中で中心的にいろいろと地域福祉活動に携わっておられる方に御参加いただきまして、いろいろと意見交換、そのアンケート結果を見ていただきまして、その地域の課題について話し合いをしてもらったりですとか、その活動の課題を解決するためにどういう取組が必要だろうか、というようなことを皆さんで考えていただいて、意見としていただけるようなワークショップを、開催をさせていただいております。次に(3)として、福祉関連団体等へのインタビュー調査ということを行っております。これはNPOさんですとか、例えば、子ども食堂さんですとか、いろいろと地域の中で活動を実際にしておられるところすとか、専門職の方ですとか、そういった福祉関連団体さんに対して、今のその活動の課題ですとか、米子市の福祉の課題ですとか、必要なことすとか、そういったことを直接お伺いをしてインタビュー調査をさせていただいて、それをまとめさせていただいたという調査を行っております。次に(4)として地域福祉ワークショップと書いてありますが、これは一般市民の方、公募で集めまして、これをちょっと年齢である程度区切って、三回行なったのですが、未成年の部、これは高校生の方をお呼びしまして行ったのですが、それと若者から中間年齢層の部としまして大体20代から50代くらいまでの方を集めて行った会、それと多世代交流の部としまして、もうごちゃ混ぜと言いますか、高校生の方もいらっしゃれば高齢者の方もいらっしゃるといようなごちゃ混ぜの部、そ

れでこの三回、それぞれちょっと手法も変えまして、主に未成年の方に対しては意見をいただくというよりも、まあ意見もいただいたのですけども、米子市というのは今どういう状況だということを知っていただくといえますか、学んでいただく場として御参加いただいたというような意味合いのほうが多かったのですけども、まずは米子市がこういう状況なのだよということを知っていただいて、将来この米子市がどうなったらいいかということと同じ年代の人たちと一緒に考えていただくような場を作らせていただいたということです。そのほか若者から中間年齢層ですとか、多世代交流の部というのは、実際にそれまで(1)から(3)とかで、調査によってあがってきた課題というのがこの時点である程度明らかになっておりましたので、そういった課題が米子市ではありますよということを見せた上で、その参加者同士で、その課題解決に向けてどういったことが必要だろうかということワークショップ方式で御議論いただいたと、意見交換いただいたというような会をここで開かせていただきました。

それで次に、大きい3番のところに、明らかになった本市の課題というふうに書いておりますが、それぞれいろいろな調査を行った結果、いろいろな意見があったのですけども、大きなところでまとめまして四つの課題が米子市にはあるのではないかとということで計画の中にもまとめております。まず一つが(1)福祉の担い手の確保と育成が課題であると。これは実際の地域福祉の担い手として、住民さんの担い手の不足ということもかなりの声が上がってきております。例えば、地域の高齢者の方の見守り活動というのをボランティアでやっているのだけれども、年々担い手の方が不足してきたりとか、ずっと同じ方がやっておられて、もう高齢化してきて、それももうこの先引き継いでくれる人もいないですとか、そういった意見がたくさんありましたし、あとは福祉関連団体さんにお話を聞いたところによると、やはり実際に専門職の募集をかけてもなかなか来てくれないとか、夜勤があつたりするとなかなか来てくれないとか、そういった専門職の不足ということも課題としてかなり聞かれました。そういった課題が(1)ですね。(2)については多世代多分野官民の協働ということで、これは地域の方たちの話を聞くと、やはり実際に活動しておられる方というのが、かなり年齢的にも高齢の方が多くてなかなか若者の方たちというのが地域の活動に来てくれないと、そういったお話もたくさん聞かれました。若い方たちがもっと来てくれたらいいのにとか、まずはその若い方たちと交流が全然ないよねというような話がありましたので、そういったことも課題として

ここで挙げておりますし、あとはこれは制度上の問題でもあるのですが、福祉制度というのはやはり縦割りの状況がずっと続いていて、分野ごとにもすっぱり分かれてしまっていて、分野をまたがるような困りごとがあったとしてもなかなか行政の方でもうまく対応してもらえないのではないかと、というようなことも話として聞かれたところがありましたので、多分野の協働というのが課題だということをご披露しております。あとは官民という意味でも、これも地域の方からお話を聞くと、やはりその地域の中であるような、例えば、お店ですとか会社ですとか、そういったところもちょっと何か一緒に巻き込んで、何かできないかなとか、そういったお話もたくさん聞かれましたので、そういった意味で官民の協働ということで課題としてここで挙げております。(3)として住民への情報提供、相談支援体制の整備が課題だということです。これはなかなか、これもアンケート調査とか懇談会とかでも聞かれたのですが、行政のサービスがよく分かりにくいし、その情報もなかなか伝わらないということもかなり聞かれました。それと困ったことがあったとしてもどこに相談に行ってもいいか分からない、窓口が分からないというお話も聞きましたし、その住民の方に対する情報提供の手段についても、例えば広報誌であるとかホームページであるとかそういったものしかなくて、もうちょっといろいろな、今SNSですとかいろいろな手段もあるので、いろいろな手段を使って幅広い世代に対してもっとアピールしてほしいというような意見もたくさん頂戴しましたので、課題として挙げさせていただいております。それと最後に、(4)として、住民交流・地域福祉活動の拠点の整備ということで挙げさせていただいております。米子市としては、住民主体の地域福祉活動というのは基本的には公民館というものを中心に考えておまして、ですけれどもその公民館がなかなかちょっと使いづらかったりですとか、これは施設的な問題が、建物の問題があるのですが、なかなかちょっと雰囲気的に入りづらかったりですとか、いつも同じ方がいらっしゃってみたいなお話も聞かれましたので、そういったいろいろな、多世代ですとかいろいろな方が交流しやすいような地域の拠点のようなものを、地域の中に整備していくのが必要じゃないかということで課題の4番目として挙げさせていただきました。これらが、いろいろな皆さんの意見があったのですが、大きくこの4つに、米子市の今の地域福祉の課題としてまとめたところでございます。

次に、これらの課題を受けて、では米子市としてはどうしていくのかという

ところで、この計画の肝となる基本理念と目標を掲げたところでございます。大きい4番のところに、まず一番大きい基本理念というものを書いております。ちょっとキャッチフレーズ的になっておりますが、「共に生き共に輝き共につくる福祉のまち」というのをこの計画全体の理念として掲げております。これの意味するところは、国のほうも地域共生社会の実現ということを提唱しておりまして、米子市としてもすべての住民の方が住み慣れた地域の中で、どのような方であっても共に手を取り合って協力しながら、そして、それぞれが自分なりに活躍をして、そういった生き生きと活躍できるような地域社会を作っていくのだと、それをいろいろな人がみんなで作るのだよ、というような思いを込めましてこういった基本理念を掲げております。次に隣の3ページ目のところに(2)基本目標と基本計画、と書いております。その一番左のほうに縦書きで基本理念、先ほどの言葉が出てきますが、この基本理念の下に基本目標として三つの大きい目標を掲げております。まず一つが、地域全体がつながり、支えあうまちづくりというものを目指そうではないかということで掲げております。これは地域全体というのは地域にお住いの方もそうですし、地域で事業をしておられる事業所さんもそうですし、行政機関もそうですし、そういった地域に関わるいろいろな、多様な主体が全て繋がって、それぞれが支えあっていく、そういうまちを作っていこうということを目指のひとつ目で掲げております。それで真ん中に二つ目の目標として、総合的な支援と適切なサービス提供の推進、と掲げました。これは課題のところでも少しお話したのですが、まず福祉の制度が縦割りになっているというところですか、なかなか福祉のサービスについてよく分からない、情報が行き届いていないですとか、そういった問題もありますし、あとはサービス提供についても、今後高齢化に伴いまして需要の増大も見込まれる中で合理化を図っていかないといけないというところもありますので、そういったことも踏まえまして、適切なサービス提供の推進ということで二番目の目標として掲げております。最後に三番目の目標として、未来へつながる人づくり、ということも一番下に書いてありますが、これは地域福祉を支えておられる地域にお住いの方々もそうですし、あとは専門職を見てもそうですけども地域福祉、地域共生社会の実現の礎となるような未来を作っていける人を確保して育てていく、というものを目標の最後に掲げております。この表の右側のほうに基本計画と書いておりまして、それぞれの目標にさらにぶら下げる形で具体的な取組というものをここに掲げておりま

す。

続きましてめくっていただきまして4ページ目のところです。理念と目標と具体的な取組について先ほど説明したのですが、それらを推進していくための地域福祉の基盤を作っていくということもこの計画の一つの目的であります。その地域福祉を推進していく、目標達成していくための基盤としてこういった体制を作るということを、計画の中には定めております。まず大きい5番の(1)のところに書いておりますのが、エリア分類と総合相談支援センターの設置、ということを書いておりまして、米子市も地域によっていろいろ特色もございますし、抱えている課題もいろいろあります。そういったものを、米子市全体を一気に地域福祉の推進に取り組むのではなくて、地域ごとにある程度ブロックを分けて、エリアを分けて、そのエリアごとに、そのエリアに合ったやり方で総合相談体制を作っていく、ということを考えているという図でございます。エリアごとには縦割りではなくて、あらゆる分野の相談に対して対応できるような総合相談支援センターというものを設置をするということを目指して掲げております。それで下の方の(2)のところに、コミュニティーワーカーとコミュニティーソーシャルワーカーの配置、というふうに書いております。これはそれぞれ米子市をエリアで分けて、さらに総合相談支援センターをそれぞれ置くのですが、それで何をやっていくかというところなのですが、まずひとつが地域の中に、地域に関わるいろいろな人たちが集って共に協働の取組を行っていくというような体制を作っていくと、集まっていると知り合っで話し合いができるような地域福祉のプラットフォームを作っていくことをまず一つ、目標として掲げておりまして、そういった地域の集まりを作っていくのを支援したりですとか、地域の方たちの活動を支援したりですとか、そういった地域支援を専門的に行う役職としてコミュニティーワーカーというものを置きますということ、ここに一つ書いております。それでこのコミュニティーワーカーは地域に寄り添って、地域の方とともに活動するのですが、その中で地域の方がいろいろと抱えておられる困りごとを受け止める役も、併せてそういった役割も持つというような役職となります。5ページ目の上のところにコミュニティーソーシャルワーカーの役割と書いてありますが、先ほどのコミュニティーワーカーとは違っていて、今度はコミュニティーソーシャルワーカーとここでは呼ばせていただいておりますが、ここはコミュニティーソーシャルワーカーは何をするかというところですが、先ほど地域の中でいろいろ

るコミュニティーワーカーが、いろいろ困りごとを抱えた方の困りごとを受け止める役と言いましたが、そこで受け止めた結果、なかなかその課題が地域の中で解決できるものではなくて、いろいろな専門職が、専門機関が関わって連携しながらではないとなかなか解決や支援が難しいようなケース、いろいろな複合的なケースですとか、複雑なケースに対応するためにそういった難しい、総合的な相談支援を行っていかないといけないケースについて、その対応を専門的に行うと、それで様々な機関に働きかけて、チームで支援を行っていく役割として、このコミュニティーソーシャルワーカーというものをここで配置をするということを掲げております。あと5ページ目の下のほうに丸い、卵型の絵を描いておりますが、併せまして地域を縦に見まして、それぞれ範囲によって重層的に福祉圏域というのを捉えていく、ということもここで掲げております。まずは一番住民の方に身近な範囲として近隣や自治会という範囲があるのですが、そこでは例えば住民さん同士の見守りですとか、日頃の声かけなどを奨励していくような、そういった、この範囲ではこういった取組を推進していきますと。もう少し広い範囲になると今度は公民館のレベルの区域になってきますが、この公民館区域の集まりというのを捉えて、ここに対してコミュニティーワーカーが働きかけをして、ここが基本的には地域にお住いの方たちの地域福祉活動の中心となる圏域となる、ということで考えております。もう少し広げると、今度は先ほど米子市をエリアごとに分けると言いましたが、そのエリアが全部で七つあるのですが、そのエリアの範囲では総合相談支援センターを置いて、総合的な相談支援の拠点となるべく、そういった総合的な支援を行っていくというようなエリアになります。そのさらに広い範囲になると市全域ということで、それぞれその七つのエリアですとか、公民館区域をバックアップしていくような、そして人材育成を行っていくようなことで考えております。

続きまして、めくっていただきまして6ページ目のところには圏域ごとの総合相談支援体制のイメージ図と書いておりますが、1番下のところから上に上がっていくにつれて圏域が広がっていくようなイメージ図ですけれども、一番下が公民館区域を表しています。公民館区域の中で、ここを我々は地域福祉のプラットフォームと呼んでおりますが、ここで、地域の公民館区域の中で、そこでお住いの方ですとか、民生委員さんですとか、いろいろな福祉事業者さんですとか、いろいろな方たちが集まって、ここで地域のことをみんなで共有しよ

うと。地域がどのような課題を持っていてどういう現状なのかと、どういったことをやっていったらいいのかということとをここで情報交換をしよう、という場をここで設けます。それと併せて、そのひとつ上の総合相談エリアの中では、様々な地域課題に対して専門職の方と、その解決に向けてどういうことが必要かということとを相談するような会議を設けます。ここは総合相談エリアと公民館区域が相互に行き来をして、それぞれ情報交換を行いながら個別の課題ですとか、地域の課題の解決に取り組むというような図になっております。

次に7ページに移りまして、6番、計画の推進体制、と書いてありますが、この計画につきましては、いろいろ説明は省略しましたが細かい取組もいろいろ書いてありますが、その計画を書いただけではなくて、当然どのようにこれを実践し評価していくかということが大変重要になってくると思っておりますので、その計画の推進体制について、計画の本編でも触れていますが、ここにまとめております。この計画を作っただけでは当然あまり意味がなく、この計画を住民の方やいろいろな方に、まずは知ってもらうということからはじめまして、それでこの計画を実践していく中でこの計画の評価をするような仕組みとして、まずは地域ごとで取組について話し合ってもらったりとか、考えてもらうような会を設けまして、その地域の中でもっとこうした方がいいのではないかと、こういったことがもっと必要ではないかというような声をいただいたらそれを拾い上げて、最終的には地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進委員会というものを立ち上げまして、そこでこの計画の取組ですとか計画に足りないものですとか、若しくはできたこと、できなかったこととこのことをここで検討して次に繋げていくというような、そういう流れになっております。そしてその地域の中での話し合いですとか、そういった推進会議ですとかであがってきた中で、何か福祉的な大きい課題が生じたときにはこちらの社会福祉審議会のほうにも議題としてあげさせていただくこともあるかもしれません。ここでまた御助言をいただいて、そういったものを踏まえましてこの計画をまたさらにより良いものにしていくというようなことを考えております。説明は以上でございます。

(角南副会長)

事務局から今説明があった点について、委員の皆様から御質問や御意見、パブリックコメントに先立ちまして、また実践の場についてのアドバイスというような御要望がありましたので、ぜひいろいろお聞かせいただけるかと思

ます。

(佐藤委員)

すみません、ありがとうございました。策定段階ですごく調査を何度もされていて、ワークショップですとか地域懇談会ですとかされていて、その結果を少し今見ていたのですが、高校生の部からもすごく具体的な意見とか出されているのですが、こういった意見が反映されるための、何か道筋とかそういうのは計画の中でも考えられているのでしょうか。具体的な取組が実際に地域の実践に活かされるような道筋とかがあれば。

(山崎担当課長補佐)

まずは、実は先ほども説明差し上げましたが、この計画を作るにあたって全部の公民館を回っていろいろとお話をお伺いしたというようなプロセスを辿っておりまして、当然計画を作る前に御意見をいただいて終わりということではなくて、その計画、皆さんからいただいた意見をまとめたらこういうものになりましたよ、というものを地域のほうにお返しをしないとイケないのかなというふうに思っておりまして、そういった中で地域のほうにまた改めてこの計画を持って出向いて行って、それでそこでまたこの意見に従ってこういった取組をやっていますとか、こういったことを今後は考えていますというようなことを地域の方達とお話をしながら、そこでまた御意見をいただけるのかなということはまず一つ考えているところでございます。あと計画のPDCAサイクルというのも当然必要かなと思っておりますので、こういった審議会も活用させていただいて、新たな福祉課題に対して取組ができているかというのをまた御助言いただけるような機会を設けたいと思っております。

(佐藤委員)

どうもありがとうございます。ワークショップの内容とかもすごく丁寧に記録をとられていて、懇談会で出てきた意見もすごく丁寧に書かれていますので、先ほどの話にもありましたけど引き続き、例えばこのワークショップが開催できたりとか、地域懇談会とかも引き続きですよね、この計画を実践する上でまた何か問題が出てきたらということで引き続き開催できたら、そのワークショップ自体が地域にとってすごくいいものになるのではないかなというふうに感じました。

(水田委員)

水田です。私は仕事が弁護士なので、どちらかというと紛争というか問題を

解決するというふうなところに重点を置いてしまうわけなのですけれども、例えば、この計画を拝見したのですが、やはり総合相談支援センターとかですね、そういうふうな場所が特にトラブルとかそういうところを結局解決していくというふうな機能をやはり期待するわけですね。それでやはり実際この仕事をしていて、いろいろな障がいを持っている方とか高齢の方とかによくお会いするのですが、どういふところにそもそも相談に行けばいいのかが分からないと、それでしかも何か相談しにくい。結構いい面もあるのだけど、逆にその裏表の関係で、なかなかやはり近所の人とかやはり地域の知っている人とかだと相談しにくい。つまり、何か恥をさらすような感じがしてなかなかその話は持っていきにくい。だから、やはり自分の中で抱え込んじゃう。それでそれがストレスになってしまうというふうなことで、なかなかこの相談したいのだけどその段階まで引き上げてもらえそうな体制が整っていないから、結局深刻な事態になってしまっただけで手遅れになると、そういうことが結構あります。そういう時は、やはりもう取り返しがつかないところまで行って、弁護士の出番だとか話になってくるのですが、やはり相談したいのだけど相談できないという人を引き上げてもらえればベストと言いますか、何かそういうふうな体制を、何かやはりどこかで作らないとやはり難しい。困っているなら相談したらいいのではないかみたいな、そんな簡単なものではないので、実際に困っている人というのは本当はそのこのところはちょっとこの計画の中でやはり取り込んでほしいなと思っています。あるいは実際にトラブルになっているわけではないのだけど、将来が心配になった方が結構いらっしやって、例えば、精神や知的の障がいを持っている子どもの親御さんですね。私たちが死んだら子どもはどうなるのだろうかとか。例えば、施設のほうに子どもを預けているのだけど、自分たちが週に1回とか面会に行っているわけですよ。やはり施設にいる時間が長いと、親も当然同じように年を取っていきますから、自分たちが死んだ後、子どもは結局きちんとやっていくことができるだろうかみたいな、そういうふうな不安は、親なき後ですね、そういったような問題もあるわけです。そういうふうな現に困っているのだけど持っていけない、あるいは今そんなに困っているわけではないのだけど将来どうなるのだろうかという漠然とした不安もある。そういうふうなところを、何かその福祉計画の中に、やっぱり紛争解決といったところで取り込んでほしいなと思っています。例えば、一つ参考になるのが、相談事業所のモデル事業というようなことで、その中に弁護士が、あ

るいは出張相談ということで入るとか、そういうふうな事業を例えば米子市と弁護士会が共同してやるみたいなの、そういうふうなものもひとつあるのかなと思います。虐待とか差別とか、そういうふうな非常に深刻な問題になっているときに困難対応事例というところでやはり弁護士が出てくるのは、それはそうなのですが、さっき言ったのはやはり親が自分が死んだら子どもはどうなるのだろうといった場合、やはりその予防線として弁護士の出番とか出てくると思うので、そのところはやはり市から弁護士会のほうに声かけていただければこちらのほうではモデル事業一緒にやりましょうというような動きは、やはり取りやすいのはあります。それで、これが例えば参考になるのが、児童相談所に弁護士が常駐してケース会議に関わるみたいなの、そういうモデル事業は今実際にされていますけど、米子市のその鳥取県のほうの児童相談所のほうで、そういうふうなシステムを何かやはり作る事ができると非常にいいなというふうに思っているのです、そのところは質問ではなくて一つの意見としてお願いしたいなと思います。以上です。

(中本地域福祉推進室長)

ありがとうございます。この計画の中身に今、水田弁護士さんからおっしゃっていただいたことは確かに必須かなというところがありますので、今の御意見を参考に、また弁護士会さんのほうにも協力いただきたいというふうに思っています。それで話にあった中に現に困っていることが見えにくい方、我々の先ほどの説明もあったのですが、こうして計画される類のものとして計画作って終わりというものも非常に多いです、計画を実践する中で地域福祉計画自体が今回、社協さんと一緒に活動計画と共同で作らせてもらいまして、義方地区を中心にモデル事業というものをさせてもらっているのですが、社協さんが、社協さんの仕事の力量からモデル事業を展開して行って、一般的に見える困っている方ではなくて、そういうモデル事業をしながら通常見えない困っておられる方というものはどういう方なのかというようなところも踏まえた課題とかを吸い上げれたらなというところで、イメージだとか誰もが分かるようなものだけではなくて、恐らく多分国もそういうところまで浸透するようという狙いが恐らく今後あると思いますので、そういった中で今、水田委員さんからおっしゃっていただいたような弁護士会のほうとタッグが組めるような形になれば、より我々も心強いのです。是非是非お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(角南副会長)

ありがとうございます。少し私からですけれども、先ほどの困っている方で見えにくい方というところで、水田弁護士のほうからエンパワーメントするというようなお言葉もいただいたのですけれども、どのような形でそのような方が相談できるようになるのかというところで、コミュニティーワーカーさんの質というところが問われるのかなと思います。その質が高ければ、あるいは心理的なところがしっかりサポートしていただける方であれば、また何度も通われるうちに周りの方にもすごくよかったということで、口コミというのは非常に強力な方法だと思いますので、その部分の育成をどのようにしていくかというシステムとか、コミュニティーワーカーさんの資格とか、詳しくないので申し訳ないですがそういうところとか、コミュニティーワーカーさん自体が困ったときにどのようなサポートができるのかというのが、複層的なシステムというのは長期的に考えられるのもいいかなというふうに思ったりしました。関連して、あるいは関連しなくても何か御意見頂戴できますでしょうか。

(京委員)

関連する話ではないのかもしれませんが、ごめんなさい。市民の側の目線で考えて、この計画を十分に読み解けているわけでは全くないのですが、先ほど総合相談支援体制のエリアというのが作られるというお話がありました。併せてこの計画のいろいろな基本的な骨子とかをお話しいただいたのですけれども、パッとこのエリアの図を見たときに、地域包括支援センターが多分、総合相談支援センターの役割を担うのでしようけれども、そうした相談機関が1か所しかないエリアと複数あるエリアというのがある。それとあとは米子市の現状と課題という、計画の12ページのところを見ると、かなり人口の構造とかにも違いとかがある中で、それぞれのエリアごとでいろいろと地域の特徴というのがあると思うのですけれども、この計画の中で定められたその基本的な方針とかというのは、どの地区にも万遍なく同じようにして、この方針で取り掛かってくださいねという方向で目指すのか、それとも地域ごとで取り組む優先順位みたいなものを定めて、それぞれのその優先順位に向かって、地区ごとの方針作って向かわれるのか、ここがちょっと先ほどの説明ではよく分からなかったのを教えていただきたいというのが一つ。それと市民の目線で立って見たときに、例えば、箕蚊屋の地区とかのエリアとか見ていくと、地域包括支

援センター1か所しかない。あとは公民館が相談窓口を担う可能性があるのですが、地域の市民の生活ということを考えると、買い物とか多分、中心のエリアとかに行く人達も多いのかなと思います。その時に、中心エリアに行って、そこに相談の窓口があったからそこで相談をして対応とかをしてもらうことっていうのができるのかどうか。あくまでもエリアで範囲が区切られてしまって、その地区の人たちはその相談のセンターにしか相談に行けないのか、それとも中心エリアで相談をしてみてその人が解決するのか。それとも何か連携して一緒にエリアをまたがって、一緒に何かその人の生活とかに介入してくれるような、そうしたシステムづくりっていうのがされる予定なのかどうかということ、それによって相談どこでできるのか、誰にできるのかっていうのが大きな違いが出てくるような気がするのですが、この辺りいかがなのでしょうか。すみません、いろいろ聞いてしまいました。

(山崎担当課長補佐)

はい、すみません、ありがとうございます。まず地区ごとに地区の特性に合わせて検討進めるのか、それとも全体をまとめて同じ方向性でということかというお話でしたけども、まず、今現在取り組もうとしているところ、このまずエリアを区切って、このエリアごとで推進委員会のようなものを立ち上げようかなというふうに考えております。そこで地域にお住まいの方ですとか、地域で事業をやっておられる事業者さんですとか、いろいろ当然地域包括支援センターもそうですけども、そういった専門職の方に集まっていただいて、その地域にあったやり方はどういうものがあるだろうかというのを各地域で考えていくというようなことを今考えております。ですので、大きい方向性と言いますか、全市的な方針は当然変わらない、同じ方針で参りますけれども、細かいやり方というのは地域によって変わってくるということは当然想定されることかなと思います。それとあとは実際に相談に行くときに、自分のお住まいの地域ではなくて、例えば、通院先のエリアで相談できるとか、それは当然あり得ることだと思いますし、特に中心市街地部分についてはいろいろな事業所も多いですし、病院も多いですので、そういった関係でいろいろな人の動きもありますし、相談に来られる方も多いということは当然想定されますし、そういったお住まいではないから相談は御遠慮くださいということは当然考えておりませんので、そういったたくさんの方が来られるであろうという地域については、そういったことも考慮しながら設計しないといけないかなというふうに考

えております。

(京委員)

ありがとうございます。相談した側から見ると多分、相談したはずなのにと
いうふうになってしまう可能性があると思いますので、そのコミュニティー
ワーカーだったりとかコミュニティーソーシャルワーカー、先ほどのサポート
のバックアップの話もそうかもしれないですけども、そういった方たち同士の
連携の下で1人の地域の人たちを支援できる、1人ずつを支えるという仕組み
ができればいいのかなというふうに思いました。あとはどうしてもそうした相
談センターが、地域包括支援センターがこうした総合相談の支援センターを担
うということになると、地域包括支援センターも普段やっている業務プラスア
ルファで総合相談を受け付けることになると思うので、人員というのかなり
重要になってくるのかなというふうに思うのですけども、そのあたりが過剰な
負担にならないような仕組みなどというのは何か検討されていらっしゃるの
かと、ちょっと追加でごめんなさい、お聞かせいただけたらと思いますが。

(山崎担当課長補佐)

はい。まず地域包括支援センターというのは今米子市で七つあるのですけれ
ども、この今やっている業務に上乘せして新たなものを追加するということでは
なくて、いろいろな、地域包括支援センターですとか、障がいの相談事業所
ですとか、そういったものもありまして、それらの役割を一旦設計しなおす
と言いますか、役割も含めて総合的な相談支援が行われるような形で設計をし直
すというところまで考えておりまして、ですので、例えば地域包括支援センタ
ーが予防プランを作ってなおかつ総合相談支援も行っていく、障がいも高齢も
全部行っていくというのを今の体制のままでやるということは、おそらく本当
に燃え尽きてしまいますので、スタッフの方がそういったことがないように役
割も考えて、分散できるところは分散してということも考えておりますし、あ
とはその実際に、例えば困難ケースなどに当たられる方というのは本当に現場
は大変だろうと思いますので、そういった方を適切にバックアップできるよ
うな体制をいうのも、まだ具体的なものはお示しはできていないのですけども、考
えていかないといけないかなというふうには考えております。

(京委員)

どうもありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

(大橋福祉保健部次長)

今の質問ですけれども、包括支援センターの仕事がオーバーフローしているという事はやはりいろいろなところで報告されていまして、そのオーバーフロー原因というのが介護予防プランの作成と言われておりまして、さっき水田先生がたまたまおっしゃったのですけれども、困りごととか将来の不安に対してとても対応できない状況にあるのですね。また内部機構を見ていますと、ケアプランを作ることでお金が儲かるものですから、どうしてもそちら側が主体で経営者は考えるようでございます。そうすると本来のうたい文句であった総合的な相談、安心のための総合相談、見通しをつけるのだというようなソーシャルワークの部分というのがどうもうまくいかないようです。そこで米子市の場合は思い切って今ある体系を全部変えて、さっき山崎が申し上げたのですけれど、むしろ水田先生がおっしゃったように将来への不安などに見通しをつける人たちというのが大事ではないだろうか。そういう意味でまるっきり新しいものとして総合相談というのを考えています。もちろん介護保険法上で要求されているケアプラン作成とかはまた別のことで、例えばどこかのケアプラン作成事業所に外注をするなどの形をとれば本当に純粋に人の人生の見通しをつけることができるようになったり、あるいは何かの困難に入った時にも役に立つのではないか、さらに先ほど申し上げたコミュニティーワーカーですけれども、むしろどこかにいるというよりも地域の中をウロウロ営業して歩いているのですね。そうすると先ほど角南先生がおっしゃったようにあの人に頼むとうまいことなるよとなれば、水田先生がおっしゃったように相談しにくいというものもどこかで「あのんだ」と近所の人あるいはお友達、そういうところから人物紹介をしながら使ってもらうととても行きやすいのではないかと。水田先生がおっしゃった福祉サービスを使うというのはスティグマが少しありまして、やはり日本全体でもありますし、よその国でもそういう報告があるのですね。なかなか使い勝手が悪いのだと。それらをこういう活動をする人たちが、しかも地域の人と共にすることによって、私たちの社会は人と助け合うことができるのだという確信を持たせていきたいと、そういうふうには思っています。もちろんそのためには今いますケアマネージャーはどうしても介護保険適用、あるいは障がいの計画相談事業所は同じように介護サービスを使うためにどうするかということをお考えしますので、そこをもう少し役を変えて、人を変えてやるために今現在では、また言うとも怒られるかもしれませんが、大体100名前後のソーシャルワーカーを新たに雇用して配置する、そういうことにならないと

いけないのではないかと考えています。もちろん今米子市貧乏でございまして、先ほどおっしゃったようにそれから資質のある人、正しい訓練を受けた人がさほどいるわけではありませんので、それを作り出しながらやっていくということで、制度完成までに概ね10年から20年くらいを想定しながら着実にやっていくことが大事ではないか、というふうに担当課長としては思っているところでございます。

(角南副会長)

ありがとうございます。ほかの先生方いかがでしょうか。はい、お願いします。

(小西委員)

とてもこの制度が実現すれば素晴らしいなと思うのですが、この制度に対しては私も民間事業の代表としてきている中で、民間企業が関わること、協力できること、お力になれることというのはいろいろあるのかなと思っています。例えば、民間の施設の中で広報ができたとか、何かコミュニティーワーカーの方が地域の方と、最初からなかなか重たい相談は先ほど言われたみたいに難しいと思うのですが、日々の困りごととか生活の中の困りごととか、そういう軽いところから相談会みたいなことをされてみるとか、そういったこういうことを制度として始めていくにあたって、こういう制度があるんだよということを知ってもらうということがすごく大事なことだと思いますので、そこを民間の商業施設だとかもできると思いますし、いろいろな施設でできると思うのですが、そういう広報のためのイベントだとか広報のためのいろいろな各種掲示だとか、そういったことに使っていただくとか、あとは各施設のお客さんだとかご利用者の方に何かお困りごとがあったら御案内できるように、各施設の従業員に周知をしていく、企業として各従業員に周知をしていくことの御協力だとか、いろいろなことはできるのかなと思いますので、ぜひ民間との連携というのをしっかりと検討していただければいいなと思います。

(大橋福祉保健部次長)

大変ありがとうございます。この計画の中に書いてございます企業・事業者・団体に期待することと明記しておりますので、経済団体の中でもこういう話に参加していただくと大変心強いと思いますし、委員さんの意見の中でもこれまで福祉というと全部税金でやるものだと思い込んでないのと。むしろ使え

る資源がいっぱいあって、今の事業者は社会貢献したいと思っていられる方も多くいらっしゃるのだから、その人たちの善意も十分活用されるようになさってくださいというふうなアドバイスをいただきました。私たち福祉保健部はそういう意味でも民間企業とあまり付き合いが薄かったのでございますけれども、今回小西さんが入ってくださって、そういうことを言っていただきますのでこれからもどうぞよろしく願いいたします。

(角南副会長)

ありがとうございます。そのほかの委員の皆様、何かございますでしょうか。

(齊木委員)

地域ごとの課題はそれぞれA地区ではこれが課題なのだけどB地区ではそのようなことはないよというような、いろいろそういうこともあると思います。それを押しなべてということは難しいかもしれませんが、そこがどの地域住民にもというようなことも考えていただきたいと思ひますし、それから福祉の担い手の確保と育成ということで、それこそ乳児から高齢者まで福祉ということで、ただ担い手が高齢化したりそれから固定化ということもありますが、ただまたいろいろな形で、それこそ担い手の確保というよりも育成もなかなか難しいところもあるみたいですので、そのあたりのところ切れ目のないというあの言葉を私は乳児からそれこそもう高齢者までがずっと繋がっていくというふうに捉えていくとそのあたりのことも考えていただいてということだと思ひます。以上です。

(角南副会長)

ありがとうございました。そうしましたら事務局のほうから何かございますでしょうか。

(宇山担当課長補佐)

はい、本日はありがとうございました。事務局から二点、事務連絡をさせていただきます。まず次回の日程でございますけれども、議題1番の今後のスケジュールのほうにも載せておりました通り、来年の5月下旬か6月辺りというのを予定しております。次回からはなるべく早いうちに、できれば2か月以上は前に日程調整をさせていただこうというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。二点目ですけれども、本日お席のほうにお配りをさせていただいておりましたけれども、ひまわりの絵が表紙について「米子市子どもの貧困対策推進計画」という冊子を置かせていただきました。これは前

回の審議会で御審議をいただいたものでございますけれども、その時にいただいた御意見をもとに修正を加えるなど致しまして、少し遅くなったのですけれども10月に正式に策定ということになりましたので御報告をさせていただきます。いただいた御意見につきましては、全て今回の計画に直接反映をできたわけではございませんけれども、計画の実施段階、また次の計画の改訂に活かしていきたいと考えておりますので、今後とも引き続き御意見いただきますようによろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(角南副会長)

ありがとうございます。先生方の御助言がいろいろと政策に反映されているようでございますので本当にありがとうございます。そうしましたら本日の委員会はこれを持ちまして終了にしたいと思います。委員の皆様には大変お忙しいところ長時間にわたり誠にありがとうございました。